

## 令和5年度福島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルス感染症等により介護サービス提供体制に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、介護サービス事業所・介護施設等（以下「補助事業者」という。）が、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境を復旧・改善するために必要な通常の介護サービスの提供では想定されないかかりまし費用について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付の対象)

第2条 補助の対象は、国が定める「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（以下「サービス提供体制確保事業実施要綱」という。）」に基づき、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を実施した補助事業者とする。

### (補助金の対象経費及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者が前条に定める事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費について補助するものとし、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに執行する経費に限る。また、事業の合計支出額と知事が定めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 特別な事情により別表の基準単価を超える必要がある補助事業者については、個別協議を実施し、県及び厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

### (補助の交付申請及び実績報告)

第4条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期限までに、以下の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請書（兼）実績報告書（第1号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する「別に定める期日」は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定及び額の確定又は不交付決定を行い、交付申請を行った交付対象者に対し通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請時に、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請及び報告をしなければならない。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の額の確定後、第2号様式を知事に提出することにより、補助金の交付を請求することとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取消することができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額を確定し、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備

し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。